

委 員 長 報 告 書

さる 9 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第 7 号 新型コロナ感染症への対策として、水道料金の減免を求め
る請願について

請願第 8 号 市の水道施設の更新に関わる D B O 方式について
市民への丁寧な説明を実施し、市民の理解と納得を得て進
めることを求める請願について

を審査するため、9 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告し
ます。

記

請願第 7 号の主旨は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行動自粛
や感染防止対策により市民生活に多大な影響を与えるなか、市民負担を少
しでも軽減するため水道基本料金の 3 カ月間免除を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、簡易飲料水供給施設等を使用している市民
に対する公平性の担保について ただしがあり、市の水道を使用している
市民が大多数であり、一部の地域で簡易飲料水供給施設等を使用している
他の自治体においても水道料金の減免を行っている事例がある との答弁
がありました。

本市では令和 2 年 4 月から水道料金が値上げされ、新型コロナウイルス
感染症対策や予防のため水の使用量が増える世帯や事業所においては水道
料金の減免は支援となり、また他の自治体では、市の水道を使用していな
い世帯に減免分に相当する金額を現金支給するなどの対応をとっているこ
とから、様々な方法により水道料金の減免を求めているということが請願
の主旨でよいのか とのただしがあり、市民全体が納得できる形で実施する
ことが適当であるとする との答弁がありました。

委員から、当局に対し、基本料金を3カ月間免除することについて市の見解はとのただしがあり、市の水道を使用していない、簡易飲料水供給施設を使用している世帯や、市の水道を使用しているが大型マンションなど一括して料金を徴収している世帯については減免を受けられないことになるとの答弁がありました。

水道料金の減免を実施している全国の自治体の状況についてただしがあり、厚生労働省が8月に取りまとめたアンケート調査では、何らかの減免を実施している自治体は、1287自治体のうち403自治体という結果であるとの答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、水は飲み水としても生活用水としても重要で、またコロナ禍において水の使用量が増えている世帯もあり、せめて水道の基本料金を免除してほしいということが市民の切実な思いであることから本請願に賛成するとの討論がありました。

採択することに反対の立場から、市の上水道以外の利用者など水道の基本料金の免除は対象外となる世帯があり市民全体に行き渡らず、また市の財政状況が厳しいなか貴重な財源を使い水道の基本料金を免除することは、新型コロナウイルス感染症への対策としてはとるべき施策ではないと考えることから本請願に反対するとの討論がありました。

請願第8号の主旨は、水道料金の値上げは、水道施設の更新計画が根拠となっており、その更新事業を進めるうえで、市民への説明会の開催、要求水準書への市民の声の反映を求めるとともに、上下水道審議会委員の市民公募及び、紀の川右岸送水管の切り替えについての住民が参加しやすい形による説明会の開催を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、請願の表題にある納得という部分については、説明会を実施し市民全員が納得するという解釈でよいかとのただしがあり、全ての市民ということではなく、多数の市民の納得を得るという認識であるとの答弁がありました。

請願の要旨に水道事業の更新計画におけるＤＢＯ方式、及び紀の川右岸送水管の切り替えについて本委員会において審議を行ったと記載されているが、審議は行われていないと認識しているがどうか　とのただしがあり、文章の表現に若干違いはあるが、本委員会において当局から報告を受け、質問等を行ったと認識している　との答弁がありました。

紀の川右岸送水管の切り替えについての説明会では、地下水の水質悪化への懸念や災害時における地下水の枯渇などの脆弱性について説明されたが、そのうえで地下水の利用を望んでいるということか　とのただしがあり、現在は地下水を使用しており、水質等の問題があれば今すぐにでも対策しなければならないし、説明会では、市民は地下水に対する脆弱性について詳しく理解されていないように感じているので、きっちりと説明し納得してもらいたいと考えている　との答弁がありました。

送水管の切り替えについて、昨年の説明会における市民の参加者が少なかったことから、市は紙媒体による資料を各戸配布している。市民への説明が足りていないということであれば、その回数を増やすことも一つの方法であると考えているがどうか　とのただしがあり、紙媒体による周知はどうしても一方通行となってしまう市民の意見を聞く機会がないため住民が参加しやすい方法による説明会を開催し、親切的な対応をしていただきたいと考えている　との答弁がありました。

上下水道事業審議会の市民委員の現状について　ただしがあり、従来の水道事業、公共下水道事業に係るそれぞれの審議会の市民委員がそのまま引き継ぎ、現在は５名の市民に入っていており、今後、更に１名を募集する予定である　との答弁がありました。

市ホームページに掲載中の要求水準書案について、質問を受付けているが、市民からの質問は受け付け可能か　とのただしがあり、基本的には事業者に対しての要求水準書案であるが、様々な意見をいただいたうえで要求水準書を作成したいと考えている　との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、ＤＢＯ方式による水道施

設の更新は、従来の方法と大きく違うことから市民への説明は必要であり、また新たに設置された上下水道事業審議会の市民委員についても、従来の審議会において委員であった者がそのまま引き継ぐのではなく、新たに公募すべきである。紀の川右岸送水管の切り替えについては旧高野口町域の市民はいまだ納得していないという思いがあり、説明会の開催は必要と考える。要求水準書については市民が見ても分かりにくい、市民の財産である水道施設を民間事業者が発注する過程で、市民の声が反映できる仕組みが必要だと考えることから本請願に賛成する との討論がありました。

採択することに反対の立場から、今回の水道施設の更新はD B O方式により民間事業者に一括して発注するが、市の施設ということになんら変わりなく、また紹介議員の思いはよく分かるが、請願の内容に一部表現の誤りなどが見受けられることから、当局には市民に少しずつ理解してもらえよう引き続き各戸配布などによる周知を丁寧に行っていただくことを要望し、本請願に反対する との討論がありました。

採択することに反対の立場から、D B O方式による更新計画については、昨年度の上下水道事業説明会において説明されている。また上下水道事業審議会委員については、すでに市民委員を公募予定であり、紀の川右岸送水管の切り替えについては昨年度、産業文化会館において市民への説明会を実施し、区長会においても説明していることに加え、今年の7月及び9月にはチラシを各戸配布していることから本請願に反対する との討論がありました。